

中世東国水運史から見た

『吾妻鏡』建久五年六月三十日条の問題

秦野秀明

はじめに

『吾妻鏡』建久五年六月三十日条の内容については、これから紹介するように結論が出ていない。また、その内容は中世東国水運史の観点からも重要であり、今回、『吾妻鏡』における表記に関して判ったことを含めて、いくつか述べさせていただく。

一 走湯山(五堂)燈油料船

『伊豆山文書』の「文永九年(一一七二)一一二月一二日関東下知状案」(1)に、下総国神崎関(現千葉県香取郡神崎町付近)で、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)の走湯山(五堂)燈油料船と、下総国神崎庄小松郷の在地領主であった千葉左衛門四郎(小松四郎)為胤(2)との間で、関手(関料)徴収をめぐる相論が発生し、走湯山燈油料船の梶取は、治承五年(一一八一)に源頼朝から関・泊・津の通行権を与えられた(3)として、関手(関料)を払

うことを拒否し、一方の千葉為胤は、関手(関料)の徴収を認められた下文を与えられていると主張したが下文を提出できず、その結果として鎌倉幕府より走湯山燈油料船の特権が認められたという事件が記されている。

盛本昌広氏(一九八八)は、走湯山燈油料船が、何の目的で航行し、何を運搬していたのかに疑問を抱き、中世では船による莊園年貢の輸送の占める比重が高かったことに注目したが、鎌倉時代後期に作成されたと推定される『三宝院文書』の「走湯山所領目録」(4)では、伊豆・相模・武蔵・越後・駿河・土佐の所領が列挙され、寛元五年(一一四七)、宝治元年(一一四七)の「北条時頼寄進状」(5)での寄進地も駿河であったため、相論が発生した文永九年(一一七二)以前に、下総国神崎関のあった常陸川流域に、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)の所領の存在を示す史料は見出せなかった。

また、『伊豆山文書』(1)では、走湯山燈油料船は「五拾艘」あると記されているが、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)と同様に、鎌倉幕府の信仰が篤かった鶴岡八幡宮の年貢運搬船の数は、それを示す史料(6)によれば「参艘」であり、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)側が訴訟に際して数を誇張していたとしても、走湯山燈油料船が多数存在していたであろうと推測した。以上から、走湯山燈油料船は年貢運搬以外の目的で航行し、各地で調達した物資を遠隔地へ運送することで得た利益を、燈油料として走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)に納付していたのではないかと推測したが、『伊豆山文書』(1)以外の史料は見出

せないために裏付けはできないと述べた。

だが、この推測を補強する史料として、『金沢文庫』所蔵の「自証書状」(7)に「あたミ船」、同じく『金沢文庫』所蔵の「信時書状」(8)に「熱海以便船」と記されている船を、走湯山燈油料船の世間一般での呼称ではないかと推測し、その史料の内容から熱海船(あたミ船)の機能を、旅客を乗せて目的地まで送り届ける乗合船的性格と、物資の運搬を依頼される宅配船的性格を持つものとして解釈し、この熱海船(あたミ船)が走湯山燈油料船と同一の船なら、走湯山燈油料船もこの二つの性格を持ち合わせた船であろうと推測した(9)。

二 久伊豆宮神人が伊豆宮神人か

下総国神崎関(現千葉県香取郡神崎町)で、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)の走湯山燈油料船が、千葉為胤との間で関手(関料)徴収をめぐる相論が発生した文永九年(一二七二)より、遡ること七八年前の建久五年(一一九四)六月三十日に、武蔵国大河戸(おおかわど)御厨(10)で事件が発生していた。

『吾妻鏡』建久五年(一一九四)六月三十日条

於武蔵国大河戸御厨与(久)伊豆宮神人等喧嘩出来之由有其聞
依驚思食為令尋沙汰被下遣掃部充行光云々

この条は武蔵国にあった大河戸御厨や、太田荘(11)の歴史を考察する上での重要な史料であるが、『吾妻鏡』の写本による異同が問題となっており、『吾妻鏡』の写本自体の研究も含めてこの条の内容についての結論は現時点で出ていない。

すなわち、『吾妻鏡』北条本では「於武蔵国大河戸御厨久伊豆宮神人等」であり、吉川本では「於武蔵国大河戸御厨与(と)伊豆宮神人等」となっており、この条の内容を左右する喧嘩を起こした当事者が、「久伊豆宮神人(じにん)」なのか「伊豆宮神人(じにん)」であるのかが判明しないのである。

『吾妻鏡』寿永三年(一一八四)正月三日条で、大河土御厨の所在地とされる武蔵国崎西・足立両郡のうち、崎西郡は久伊豆神社の祭祀圏であり、『新編武蔵風土記稿』(12)ではこれを、埼玉県西郡崎西町の久伊豆神社(現玉敷神社)とした(13)。

岡田清一氏(一九九一)は、『伊豆山文書』(1)より類推し、下総国神崎関の場合と同様に「関手(関料)」徴収を原因として、大河戸御厨の住民と、走湯山燈油料船で来往した走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)の神人の衝突として推測した(14)。

三 久伊豆神社と伊豆山権現の関係

埼玉県騎西郡騎西町正能に、龍花院(伊豆山龍華院法音寺)があり、『龍花院文書』(15)によれば、伊豆権現・八幡・久伊豆大明神を鎮守するとある(16)。

また、『新編武蔵風土記稿』(12)において、騎西郡騎西町

の久伊豆神社(現玉敷神社)には、式内論社の末社・宮目神社やその他の末社の一つとして伊豆権現があると記されている。

森田悌氏(二〇〇七)は、騎西郡騎西町の久伊豆神社が、延喜式神名帳所載の武蔵国埼玉郡玉敷神社であり、近世において久伊豆神社を称した当社の訓みは「くいず」、「ひさいず」の両説があるなかで、『新編武蔵風土記稿』(12)の記述によって、「ひさいず」と訓んでいたことが確実であるとした。

また、久伊豆神社の伊豆を走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)に結び付ける説も存在するが、『伊豆山神社文書』(1)による走湯山燈油料船の広い活動範囲を考慮すると、何故、埼玉郡のみならず、走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)の信仰が展開されたのが不明で、『新編武蔵風土記稿』(12)の記述のごとくに、久伊豆神社(現玉敷神社)の境内に、末社として伊豆権現が祀られたという事実は、主神と末社の神霊が同一に祀られることになるためにあり得ず、久伊豆神社を走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)に結び付ける所見は、成立しえないと推測した(17)。

四 『吾妻鏡』における久伊豆宮と伊豆宮の表記

現存する『吾妻鏡』の集成本として分類される写本の主要なものは、北条本、広橋本、吉川本、島津本、毛利本の五点である。建久五年(一一九四)六月三十日条に関して、現時点で本文を確認出来る集成本として北条本、広橋本、毛利本が「久」で、吉川本が「与」である。東京大学史料編纂所所蔵で国宝に指定

されている島津本は、現在閲覧が一時的に中止されている。最近筆者はある研究者の厚意により、その島津本の建久五年六月三十日条のコピーを頂く機会を得た。結果は、島津本もまた「久」であることが判明した。

「人間文化研究機構国文学研究資料館データベース」(18)のサイト内に、『吾妻鏡』本文検索(19)がある。

『吾妻鏡』における久伊豆宮と伊豆宮の表記についての調査を行うためにこれを使用した。このデータベースの『吾妻鏡』の底本は、国文学研究資料館蔵の「寛永版本」である。

① 「久伊豆宮」の検索結果は「一件」で、

建久五年(一一九四)六月三十日条(九卷六八頁二一行)のみである。

② 「伊豆宮」の検索結果も「一件」で、

建久五年(一一九四)六月三十日条(九卷六八頁二一行)のみである。これは、「久伊豆宮」の「伊豆宮」の部分が、検索にかかったためである。

③ 「伊豆山」の検索結果は「二一件」あり、
初出が

治承四年(一一八〇)八月十八日条(二卷四三頁八行)
最後が

文応元年(一一六〇)十二月一日条(二四卷七七頁六行)
である。

④ 「走湯」の検索結果は「三七件」あり、

初出が

治承四年(一一八〇)七月五日条(一卷三二頁八行)

最後が

寛元四年(一二四六)三月三日条(一九卷七二頁六行)

である。

その内、「走湯山」という表記が「三三件」、「走湯権現」という表記が「四件」である。

つまり、『吾妻鏡』においては走湯山伊豆山権現(現伊豆山神社)は「伊豆山」、「走湯山」又は「走湯権現」と表記されるのが通例であったと推測され、吉川本の建久五年(一一九四)六月三十日条のみが「伊豆宮」と表記していたことになる。

五 『吾妻鏡』における大河土(戸)御厨の表記

次に前述の検索(18)(19)を使用して、『吾妻鏡』における大河土(戸)御厨の表記の調査を行った。

⑤ 「大河(土)御厨」の検索結果は「一件」あり、
寿永三年(一一八四)正月三日条(二卷八二頁二行)
のみである。

⑥ 「大河(戸)御厨」の検索結果は「三件」あり、
建久三年(一一九二)十二月二十八日条(八卷一一七頁八行)
建久五年(一一九四)六月三十日条(九卷六八頁一一行)
建暦三年(一二一三)五月十七日条(一二卷一四二頁一〇行)

である。

大河(土)御厨と記される寿永三年(一一八四)正月三日条の内容により、大河(土)御厨が武蔵国崎西・足立両郡内に存在することが判明するが、大川戸の地名が残る埼玉県北葛飾郡松伏町付近を大河土(戸)御厨と比定した場合、その当時にはそこが、下総国葛飾郡であったことが難点であった。

そこでひとつの仮説として、武蔵国崎西・足立両郡内に存在したと記される大河(土)御厨に、寿永三年(一一八四)正月三日以降、建久三年(一一九二)十二月二十八日以前に、その当時に下総国葛飾郡であった北葛飾郡松伏町大川戸地区が、飛び地のような形で新たに寄進された結果、大河(戸)御厨という表記に変えたのではないかと推測したが、それを裏付ける史料は無く、勘解由小路兼仲『勘仲記』紙背文書では、すべて「大河(土)御厨」と記されている(20)。

北葛飾郡松伏町大川戸地区が、当時の国境及び郡界であった利根川の流路の変遷の結果、武蔵国より下総国葛飾郡に編入されたという説(21)があるが、近年の河畔砂丘等の研究成果により、古代から中世にかけての利根川の主流は、埼玉県春日部市付近で現在の古利根川を分流した後、現在の古隅田川を経て、埼玉県さいたま市岩槻区付近で現在の元荒川と合流し、それより下流の元荒川を経て江戸湾に流入していたことがわかっており(22)、現在の古利根川「左岸」に位置する北葛飾郡松伏町大川戸地区が、中世の利根川主流の「右岸」であり武蔵国であったという説(21)は、地質学的にあり得ない。

それ故、古隅田川及びその合流地点より下流の元荒川の左岸

は、古代より近世初頭に至るまで一貫して、下総国であり続けたのである。

六 中世関東水運史における重要なテーマ

伊藤一美氏(一九九〇)は、氏の所有する「貞治四年伊豆山権現走湯山の寺領一覽」を紹介しながら、「伊豆走湯山所領目録」(4)にも同じく記載される武蔵国吉田郷三ヶ村が、源頼朝によつて治承三年(一一七九)十二月二十八日に、寄進されたと推測した(23)。

伊藤一美氏は、走湯山燈油料船については述べていないが、武蔵国吉田郷より年貢を船で運ぶためには、吉田川、赤平川、荒川を経て、当時の利根川の本流が流れていた(22)大河戸御厨の中を航行して、江戸湾に出たことが容易に想像が出来る。しかし、『伊豆山文書』(1)の場合と同様に、武蔵国吉田郷三ヶ村での走湯山燈油料船の活動はすべて不明である。

現時点の研究で、走湯山燈油料船が鎌倉時代初期に大河戸御厨の中を航行していたという史料裏付けはない。それ故に、『吾妻鏡』建久五年(一一九四)六月三十日条において、喧嘩を起こした当事者が、久伊豆宮神人なのか伊豆宮神人であるのかが問題なのであり、この問題の解決は『吾妻鏡』の写本研究のみならず、中世関東水運史においても重要なテーマなのである。

(追記)

『吾妻鏡』建久五年(一一九四)六月三十日条における久伊豆宮が、さいたま市岩槻区宮町の久伊豆神社や、越谷市越ヶ谷の久伊豆神社である可能性もあるが、両社の社伝は鎌倉期については触れる所がなく(24)、史料的に建久五年(一一九四)に存在したことを立証するのは、走湯山燈油料船が大河戸御厨の中を航行していたことを立証するよりはるかに困難がある。

越谷市越ヶ谷の久伊豆神社に程近い元荒川右岸の越谷市御殿町に、建長元年(一一四九)の銘のある板碑が存在するが、この板碑が数少ない立証のための手がかりのひとつとなるであろう。

註

(1) 「伊豆山神社文書」『鎌倉遺文』一五―一一二五六

(2) 千野原靖方 二〇〇七

『常総内海の世界―地域権力と水運の世界』

審書房 八四―九〇頁

(3) 「伊豆山神社文書」『平安遺文』八―三九七四

※盛本昌広氏は(9)の三四頁の註四において、

「この治承五年正月日御下文にあたると思われる治承六年正月日の源頼朝下文が、走湯山東明寺に現存するが、様式から見て偽文書であろう」と述べてる。

(4) 「三宝山文書」三号『静岡県史料』1

(5) 「伊豆山神社文書」四号 寛元五年二月十六日

北条時頼寄進状『静岡県史料』1

(6) 『神奈川県史』 3上―四六六号

(7) 「湛稿冊子百九・裏文書」

『神奈川県史』 3上―三八三四号

(8) 「湛睿著作・四分律行事鈔見聞集十八・裏文書」

『神奈川県史』 3上―三八九六号

(9) 盛本昌広 一九八八

「走湯山燈油料船と神崎関」

『千葉史学』 一三三

(10) ※初出史料

『吾妻鏡』 寿永三年(一一八四)正月三日条

(11) ※初出史料

『吾妻鏡』 文治四年(一一八八)六月四日条

(12) 『新編武蔵風土記稿』 卷之二百九

埼玉郡之十一 騎西領

(13) 太田富康 一九九三

『中川水系 III 人文』 第一章第二節六

埼玉県 一八四・一八五頁

(14) 岡田清一 一九九一

「大河戸御厨をめぐる二、三の問題」

『埼玉県史研究』 二二六号

(15) 「納経拝札に付き龍花院由緒届書」

『騎西町史・近世資料編』

騎西町 六九一―六九三頁

(16) 富田勝治 二〇〇五

『騎西町史・通史編』 三編一章二節

騎西町 二九二―二九六頁

(17) 森田悌 二〇〇八

「玉敷神社と久伊豆神社」

『埼玉史談』 第五卷第二号

(18) http://www.nijl.ac.jp/contents/d_library/index.html

index.html

(19) <http://oelot.nijl.ac.jp/dlib/azuma/>

(20) 海津一朗 一九九二

「弘安の神領興行法と東国諸御厨」

『地方史研究』 一三三九 第四二巻五号

(21) 大村進 一九七五

『越谷市史・通史編上』 三編一章二節

越谷市 一三八―二四三頁

(22) 平社定夫・佐藤和平 一九九三

『中川水系 I 総論・II 自然』 第一章第一節四

埼玉県 八二―一八頁

(23) 伊藤一美 一九九〇

「武蔵国吉田郷と伊豆山神社」

『埼玉県史研究』 二四号

(24) 大村進 一九七五

『越谷市史・通史編上』 三編一章二節

越谷市 二四一・二四二頁